兵庫県公報

令和５年８月29日　火曜日　　第 443 号

発　行　人
兵　　庫　　県
神戸市中央区下山手通
５丁目10番１号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日

（兵庫県民の旗＝県旗）

目　　　　次

告　　示　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　ﾍﾟｰｼﾞ

○ 令和５年度採石業務管理者試験の実施（地域産業立地課）…… 1
○ 県営土地改良事業の工事の完了（農地整備課）…… 2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）…… 3
○ 同　　上（同）…… 6
○ 都市計画の変更及び図書の縦覧（都市計画課）…… 7

公　　告

○ 寄附者の顕彰（秘書課）…… 7
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）…… 7
○ 同　　上（同）…… 8

告　　　　示

兵庫県告示第881号

採石法（昭和25年法律第291号）第32条の13の規定により、令和５年度採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

1　試験日時

令和５年10月13日（金）午前10時から正午まで

2　試験場所

神戸市中央区下山手通４丁目16番３号

兵庫県民会館　３階　303号室

3　試験科目

⑴　岩石の採取に関する法令事項（環境保全等関係法令事項を含む。）

⑵　岩石の採取に関する技術的な事項（岩石の採掘、発破、破砕選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ（脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉）の処理、廃土及び廃石のたい積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項）

4　受験手続

⑴　提出書類

ア　受験願書　１通

用紙は兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載。または、兵庫県産業労働部地域産業立地課において、ホームページからダウンロードしたものを配布する。

イ　写真　１枚

縦６センチメートル、横４センチメートルのサイズのものとし、出願前６箇月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。

ウ　返信用封筒　１枚

定形封筒（長形３号、120ミリメートル×235ミリメートル）に84円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。

⑵　受付期間

令和５年９月１日（金）から同月15日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前９時から午後５時まで

なお、郵送の場合は簡易書留とし、令和５年９月15日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

⑶　提出先

〒650-8567　神戸市中央区下山手通５丁目10番１号

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

⑷　手数料

8,100円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付ける、または受験手数料8,100円を電子納付すること。電子納付を行った場合は、電子納付番号を受験願書の所定欄に記載する。

なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。

５　合格者の発表

令和５年11月２日（木）以降に試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、兵庫県ホームページ（https://web.pref.hyogo.lg.jp/sr09/ie07_000000002.html）に掲載。

６　受験についての問合せ先

兵庫県産業労働部地域産業立地課ものづくり支援班

電話（078）341－7711　内線2245

兵庫県告示第882号

土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく次の県営土地改良事業の工事は、完了した。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

事　業　名	地区名（工区名）	地　域　名	工事着手年　月　日	工事完了年　月　日	備考（事業内容）
農村地域防災減災事業	片淵池	明石市大久保町大窪	平成30.11.29	令和４．２.10	ため池１箇所
同　上	氷室中の池	加古川市志方町氷室	令和元.10.８	令和４．２.28	ため池１箇所
同　上	合山	西脇市合山町	平成28.８.８	平成30.３.23	ため池１箇所
同　上	平野新池	同　市平野町	平成29.３.31	平成30.５.10	ため池１箇所
同　上	小苗	同　市黒田庄町小苗、丹波市山南町村森	平成30.４.２	令和２.６.30	頭首工
同　上	大谷	三木市志染町大谷	平成29.３.27	令和４.３.25	ため池１箇所
同　上	金屋	同　市細川町金屋	平成30.３.23	令和３.３.19	ため池１箇所
同　上	東谷池	同　市口吉川町東	平成30.10.２	令和４.２.18	ため池１箇所
同　上	和田	同　市別所町近藤、高木	平成30.９.７	令和３.５.31	頭首工
同　上	渡瀬皿池	同　市吉川町渡瀬	令和元.10.18	令和５.５.31	ため池１箇所
同　上	市ノ池	高砂市阿弥陀町阿弥陀	平成30.３.29	令和２.３.30	ため池１箇所
同　上	三口坂本	加西市三口町、坂本町	平成29.３.２	令和４.５.27	ため池２箇所
同　上	高室池	加東市上三草	平成28.３.22	平成29.４.14	ため池１箇所
同　上	七ツ町池	同　市牧野	平成28.３.22	平成30.２.28	ため池１箇所
同　上	上三草	同　市上三草、下三草	平成29.８.29	令和２.３.31	ため池３箇所
同　上	常田	同　市秋津	平成30.９.20	令和３.11.９	ため池２箇所
同　上	曽我上池	同　市曽我	令和２.12.25	令和４.９.30	ため池１箇所

同　上	屋度新池	同　市屋度	令和２．９．28	令和４．３．11	ため池１箇所
同　上	新仏池	加古郡稲美町岡	平成29．10．２	令和３．３．26	ため池１箇所

兵庫県告示第883号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請の概要

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名

ＡＧＣ株式会社関西工場高砂事業所

高砂市梅井５丁目６番１号

事業所長　亀　苔　泰　夫

⑵　工場又は事業場の名称及び所在地

ＡＧＣ株式会社関西工場高砂事業所

高砂市梅井５丁目６番１号

⑶　特定施設に関する事項

種類		53号ロ　廃ガス洗浄施設（No.１）		53号ロ　廃ガス洗浄施設（No.２）	
能力		5,000Ｌ／分		7,000Ｌ／分	
工事着手予定年月日		既設		同左	
工事完成予定年月日		既設		同左	
使用開始予定年月日		許可後		同左	
使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間		１日／月　30分		２日／週　３時間	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度（水素指数）	５～７	３	５～９	５～９
	生物化学的酸素要求量（単位　mg／Ｌ）	３未満	３	－	－
	化学的酸素要求量（単位　mg／Ｌ）	３未満	３	－	－
	浮遊物質量（単位　mg／Ｌ）	３未満	３	－	－
	ノルマルヘキサン抽出物質（単位　mg／Ｌ）	１未満	１	－	－
	窒素含有量（単位　mg／Ｌ）	３未満	３	－	－
	燐(りん)含有量（単位　mg／Ｌ）	１未満	１	－	－
	ふつ素及びその化合物（単位　mg／Ｌ）	0.2未満	0.2未満	１未満	１未満
	ほう素及びその化合物（単位　mg／Ｌ）	－	－	１未満	１未満
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量		0.012㎥／年	0.012㎥／年	0.0038㎥／年	0.0038㎥／年

備考　汚水等は外部委託処理するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

２　縦覧の期間及び場所

⑴　期間　令和５年８月29日から同年９月19日まで

⑵　場所　兵庫県環境部水大気課及び高砂市生活環境部環境経済室環境政策課

53号ロ　廃ガス洗浄施設（No.３）		65号　酸又はアルカリによる表面処理施設	
3,000Ｌ／分		製品0.7㎡／日	
許可後		同　左	
着手後30日		同　左	
完成後		同　左	
９時～19時　10時間		同　左	
同　左		同　左	
通　常	最　大	通　常	最　大
６～８	9	６～８	9
6	10	6	10
6	10	6	10
530	1,000	530	1,000
１未満	1	１未満	1
0.5	1	0.5	1
0.1	0.2	0.1	0.2
10	500	90	180
－	－	－	－
0.0007㎥／日	0.0014㎥／日	0.00002㎥／日	0.00004㎥／日

兵庫県告示884号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第５条第１項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請の概要

⑴　申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の１
工場長　赤　藤　敬　司

⑵　工場又は事業場の名称及び所在地
住友精化株式会社別府工場
加古郡播磨町宮西346番地の１

⑶　特定施設に関する事項

<table>
<tr><td colspan="2">種類</td><td colspan="2">46号イ　水洗施設</td><td colspan="2">46号ニ　廃ガス洗浄施設</td></tr>
<tr><td colspan="2">能力</td><td colspan="2">水量６ m^3／時</td><td colspan="2">風量350 m^3／時</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事着手予定年月日</td><td colspan="2">許可後</td><td colspan="2">許可後</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事完成予定年月日</td><td colspan="2">着手後１箇月</td><td colspan="2">着手後１箇月</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用開始予定年月日</td><td colspan="2">完成後</td><td colspan="2">完成後</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用時間の間隔及び１日当たりの使用時間</td><td colspan="2">24時間連続</td><td colspan="2">24時間連続</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用時間の季節的変動の概要</td><td colspan="2">なし</td><td colspan="2">なし</td></tr>
<tr><td rowspan="7">使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値</td><td>区分</td><td>通常</td><td>最大</td><td>通常</td><td>最大</td></tr>
<tr><td>水素イオン濃度（水素指数）</td><td>—</td><td>—</td><td>12.5～13.5</td><td>12.5～14.0</td></tr>
<tr><td>生物化学的酸素要求量（単位　mg／L）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>化学的酸素要求量（単位　mg／L）</td><td>23,000</td><td>23,000</td><td>8,000</td><td>8,000</td></tr>
<tr><td>浮遊物質量（単位　mg／L）</td><td>10</td><td>10</td><td>37</td><td>37</td></tr>
<tr><td>窒素含有量（単位　mg／L）</td><td>５未満</td><td>５未満</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td>燐（りん）含有量（単位　mg／L）</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td><td>—</td></tr>
<tr><td colspan="2">使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量（単位　m^3／日）</td><td>1.03</td><td>1.03</td><td>208</td><td>208</td></tr>
</table>

備考　特定施設を設置するとともに、同能力の既設特定施設を廃止するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

２　縦覧の期間及び場所

⑴　期間　令和５年８月29日から同年９月19日まで

⑵　場所　兵庫県環境部水大気課及び加古郡播磨町住民協働部産業環境課

兵庫県告示第885号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第２項において準用する同法第20条第１項の規定により、次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第２項において準用する同法第20条第２項の規定により、当該図書の写しを兵庫県まちづくり部都市計画課において縦覧に供する。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

市町の名称	都市計画の種類	都市計画の名称
神　戸　市	神戸国際港都建設計画道路	3.3.48 号東部新都心中央線
尼　崎　市	阪神間都市計画生産緑地地区	
宝　塚　市	阪神間都市計画生産緑地地区	安倉北２生産緑地地区ほか 26 地区

公　告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　氏名及び住所

株式会社三井住友銀行　　東京都千代田区

林　　康　夫　　京都市山科区

２　功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
兵庫県丹波篠山市後川新田字中ノ下ノ坪341	田	592
兵庫県丹波篠山市後川新田字中ノ下ノ坪354	田	371
兵庫県丹波篠山市後川新田字中ノ下ノ坪356―３	田	765
兵庫県丹波篠山市後川新田字中ノ下ノ坪358―１	田	571
兵庫県丹波篠山市後川新田字中ノ下ノ坪359	田	299

２　申請に係る農地の利用の現況
　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。
３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
　裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和５年11月27日	５年	62,352円

５　意見書の提出
　申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
⑴　提出期限
　令和５年９月12日
⑵　提出先
　〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１
　兵庫県農林水産部総合農政課
⑶　記載事項
ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
オ　意見の趣旨及びその理由
カ　その他参考となるべき事項

農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第１項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第２項において読み替えて準用する同法第38条第１項の規定により公告する。

令和５年８月29日

兵庫県知事　齋　藤　元　彦

１　申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地　目	面積（平方メートル）
兵庫県丹波篠山市辻字金田940	田	1,917
兵庫県丹波篠山市辻字奥山1353	田	2,198
兵庫県丹波篠山市辻字奥山1361―２	田	1,529

２　申請に係る農地の利用の現況
　耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。
３　申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細
　裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。
４　希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和５年11月27日	５年	141,100円

５　意見書の提出
　申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。
⑴　提出期限
　令和５年９月12日
⑵　提出先
　〒650-8567　兵庫県神戸市中央区下山手通５―10―１
　　　　　　　兵庫県農林水産部総合農政課
⑶　記載事項
　ア　意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
　イ　意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
　ウ　意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
　エ　意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
　オ　意見の趣旨及びその理由
　カ　その他参考となるべき事項